

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

（非商用家畜の場合）

令和 8 年 10 月 22 日

はじめに

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 12 条の 3 に規定されている飼養衛生管理基準（以下「管理基準」という。）は、家畜の飼養に係る衛生管理の方法として家畜の所有者が守るべき基準です。平成 16 年の制定以降、我が国における高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱等の家畜の伝染性疾病的発生を受け、我が国の家畜防疫をよりの確に実施する観点から度重なる改正がされてきました。

家畜はその用途にかかわらず、伝染性疾病的に罹患するという面からは管理基準は全ての家畜の所有者が守らなければなりません。一方で、一般的な畜産農場とは飼養形態が異なる愛玩目的として専ら居住の用に供されている畜舎等（以下「住居」という。）内で飼養される家畜などは、一律の基準を適用することがない場合もあります。このため、小規模で飼養されており、かつ生体や卵、乳等の生産物の出荷がない農場を非商用農場、当該農場で飼養されている家畜（牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊（以下「牛等」という。）、豚及びいのしし（以下「豚等」という。）、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）並びに馬）を非商用家畜として定義し、その管理基準を、新たに設定しました。

管理基準の構成は、取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しています。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項
- Ⅱ 衛生管理区域等への病原体の侵入防止
- Ⅲ 衛生管理区域等内における病原体による汚染拡大防止
- Ⅳ 衛生管理区域等外への病原体の拡散防止

Ⅰにおいては、健康観察等の基本的な取組が規定され、Ⅱ～Ⅳにおいては具体的な防疫措置が規定されています。管理基準の遵守に当たっては、日頃から法に基づく検査や指導を行っている家畜防疫員が、農場ごとに異なる飼養衛生管理状況を的確に把握した上で、管理基準の趣旨を踏まえ、当該農場の飼養衛生管理が管理基準を満たしているかどうかを判断し、仮に、適切に遵守されていない場合には、農場の状況を踏まえた改善策を具体的に示し、指導することが求められます。

本手引きは、管理基準の項目ごとに、その目的と判断基準を明示し、これを踏まえて家畜防疫員が的確に遵守状況を確認し、改善指導を行うことができるよう作成したものです。また、各項目において非商用家畜に当てはまる場合に当該家畜の所有者が行うべき対応について記載しました。各都道府県において本手引きの内容が家畜防疫員に周知徹底され、家畜防疫員が的確な遵守状況の確認及び不遵守の場合の指導助言を行うことにより、家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止に万全を期することを期待します。

令和 8 年 10 月 22 日

※非商用家畜について

非商用家畜は、家畜の種類ごとに以下の（１）～（４）で定める飼養頭羽数であり、かつ、生きた家畜及び乳、卵等の生産物の出荷を行っていない農場で飼養されている家畜をいいます。

また、ここにおける「出荷」とは、定期的又は反復的に行われる生産物の販売（ただし、自家消費や自ら生産した卵のみを洗卵して直売所に陳列し、他の生産者と共通の販売コーナーで販売する場合など、製造過程において他の生産者の生産物と交差することがない場合を除く）、貸付又は譲渡をいいます。

（１）牛、水牛又は馬の場合 １頭

（２）鹿、めん羊、山羊、豚又はいのししの場合 ６頭未満

（３）鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥又は七面鳥の場合 １００羽未満

（４）エミュー又はだちょうの場合 １０羽未満

飼養規模以外について、具体的な非商用家畜のケースの例を以下に示します。

- ・愛玩動物として飼養される家畜
- ・研究機関、展示施設（動物園、移動動物園、ふれあい施設を含む）で飼養される家畜（繁殖及び他の施設への定期的な家畜の出荷（移動）がない場合に限る）
- ・自家消費・利用目的でのみ飼養される家畜
例）採卵目的の鶏、羊毛目的のめん羊、草刈り目的の山羊等
（洗卵後の卵を近所に配る等不定期に無償配布する場合や、山羊を使って他者の土地の草刈りを代行する等家畜が自らの管理下にある場合を含む）
- ・自らの飲食店等でのみ生産した畜産物を使用するために飼養される家畜
例）ケーキ屋が卵を使うために飼っている鶏等
（と畜場を経由しない、洗卵工程で他農場の卵と交差しない等、他の農場の生産物と交差せず消費できる状態にする場合に限る）
- ・直売所で販売する目的でのみ飼養される家畜
（洗卵工程で他農場の卵と交差しない、チーズ等の加工工程で他農場の生乳と交差しない等、他の農場の生産物と交差せず販売できる状態にする場合に限る）

【目次】

I 家畜防疫に関する基本的事項	1
1 飼養する家畜の健康観察	1
2 獣医師等の健康管理指導	5
3 密飼いの防止	6
II 衛生管理区域等への病原体の侵入防止	8
4 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	8
5 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	11
6 他の農場等に持ち込んだ物品等を衛生管理区域等に持ち込む際の措置	14
III 衛生管理区域等内における病原体による汚染拡大防止	18
7 畜舎及び器具の清掃又は消毒の実施	18
8 野生動物の侵入防止及び害虫の駆除	20
9 飼料・飲水の病原体による汚染の防止	22
IV 衛生管理区域等外への病原体の拡散防止	24
10 衛生管理区域等から搬出する物品の消毒等	24
11 家畜防疫に関する最新情報の把握並びに特定症状が確認された場合の早期通報及び移動の停止	26

飼養衛生管理基準遵守指導の手引き

(非商用家畜の場合)

I 家畜防疫に関する基本的事項

1 飼養する家畜の健康観察

他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾患の発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認すること等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。また、毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。家畜を衛生管理区域又は専ら住居の用に供する畜舎等の敷地（以下この項において「衛生管理区域等」という。）外へ移動させる場合は、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。

1. 本項目の目的

家畜を飼養する上で、必要となる健康観察について規定しています。

まず、導入時において、農場外から家畜の伝染性疾患を持ち込まないためには、健康な家畜を導入することが不可欠であり、そのために導入元農場等における疾患の発生状況や導入する家畜の健康状態を確認するものです。その際、当該農場において飼養されている家畜と接触してしまうと、万が一導入された家畜が伝染性疾患に罹患していた場合、農場内でまん延するおそれがあることから、健康状態を確認するまでの間、飼養されている家畜との接触を避けることも規定しています。

また、家畜の健康状態が普段と違うことに迅速に気づくことは、疾患の早期発見のために非常に重要なことです。このため、毎日実施している飼養管理の中で、家畜の健康状態がいつもと変わらないかどうかを確認するものです。

最後に、家畜を農場外へ移動する際は、家畜を介して病原体を広げる可能性があることから、排せつ物等の汚れがあればこれを取り除くとともに、農場外に移動する前に健康観察を行い、異状があれば移動の中止を検討する必要があります。

2. 不遵守の判断基準

(1) 家畜導入時の健康観察

導入する家畜が健康であるか、何ら確認を行っていない場合は不遵守となります。健康確認が行われていることを確認するとともに、家畜の所有者に対し、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分な場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言します。

また、異状がないことを家畜の所有者が確認するまでの間、他の家畜と直接接触させた場合は不遵守となります。このため、導入家畜の隔離スペースが確保されているか確認することが必要です。また、隔離スペースが確保されていない場合には、どのように他の家畜と接触させないようにしているか聞き取り、不十分な場合には、農場の飼養状況、疾病発生状況等を踏まえ、具体的な改善方法を助言します。なお、異状がないことの確認期間は規定しておりません。具体的な期間については、当該農場及び導入元の疫学情報、主要な病原体の潜伏期間等を総合的に勘案し、指導してください。

(2) 毎日の健康観察

毎日の健康観察を実施していない場合、不遵守となります。家畜の所有者に対し、毎日の健康観察を実施しているか確認するため、下記の事項について聞き取りを行い、健康観察の記録がある場合は、その記録も確認することが必要です。なお、通常とは異なる行動や症状を呈している場合、その程度に応じ、担当の獣医師への連絡や家畜保健衛生所への迅速な通報等を講ずる必要があることを助言します。

(毎日の健康観察でチェックする事項)

- ・ 出産や産卵の記録（あった場合）、死亡家畜の有無と状況
- ・ 調子の悪い家畜がいる場所や頭羽数、症状 等

(3) 衛生管理区域等外への移動時の健康観察

家畜が住居以外の施設で飼養されている場合、以下の①から③までに該当する施設等が全て網羅されるよう衛生管理区域を設定し、当該衛生管理区域の外に家畜を移動させる直前に当該家畜の健康状態を確認していない場合は不遵守となります。

- ① 家畜を飼養する畜舎、パドック、放牧場等

② 家畜に直接接触する物品（飼料、排せつ物、清掃等の飼養管理に関連する器具等）の保管場所

③ 家畜に直接触れた者が消毒や衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲

このため、家畜の所有者に移動の有無を確認するとともに、移動があった際には健康確認（下記の「健康確認時にみるべきポイント」を確認し、その際特定症状を念頭において観察すること。）の実施の有無及び、健康確認の方法を聞き取ることが必要です。健康確認の方法が不十分の場合には、取るべき健康確認の方法を具体的に助言することが望ましいです。

（健康確認時にみるべきポイント）

- ・ 牛等、豚等及び馬

活力、食欲、排せつの状況や発熱、鼻汁、流涎等の異状の有無

- ・ 家さん

活力、食欲、排せつの状況や発熱、鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の異状の有無

3. 住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

（１）住居において家畜を飼い始める時には、元気がない、歩き方がおかしい、肛門又は総排せつ腔周辺が汚れている（下痢をしている）などの異状がないかを確認し、異状を認めた場合は、必要に応じてかかりつけの獣医師に相談してください。

（２）既に家畜を飼養している場合に新たな家畜を導入する時には、（１）の確認に加えて、家畜同士が接触しないように、新しく導入した家畜をサークル等の中で飼養する、飼養場所をわける等の隔離を（目安として１週間程度）行い、その間、家畜の健康状態に異状がないことを確認します。

（３）屋外に連れ出す時は、元気がない、食欲がない、下痢など糞や尿の状態がいつもと違う、熱がある、くしゃみ・せき・鼻水が出ているなど普段と違うことがないかを確認します。異状の早期発見につながることから、可能であれば普段から体温を測定しておくことが望ましいです。これらの健康観察は、屋外に連れ出すことがない場合でも一日１回は確認をする必要があります。

このとき、異状を認めた場合は、かかりつけ獣医師に相談してください。また、項目 11 に記載されたそれぞれの畜種の「特定症状」が確認された場合は、すぐに家畜保健衛生所に通報してください。

2 獣医師等の健康管理指導

農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。

1. 本項目の目的

適切な防疫体制の維持及び家畜伝染病の早期発見・通報の観点から、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っている担当の獣医師又は診療施設を定めておく必要があります。

2. 不遵守の判断基準

担当の獣医師又は診療施設が定められていなければ不遵守となります。なお、民間獣医師の確保が困難な地域では、担当の獣医師を家畜保健衛生所の獣医師とすることも可能です。

また、当該獣医師又は診療施設から定期的に指導を受けていなければ不遵守となります。指導頻度が年1回未満である等、その頻度が著しく低く、定期的な指導を受けているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

3. 住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

かかりつけの獣医師（動物病院等）を決めて、定期的（少なくとも年1回）に健康診断を受けるようにします。なお、健康診断を受けられる施設がない場合は、家畜保健衛生所の案内（お知らせ、リーフレット）等に記載にされた健康観察の方法により自ら実施してください。

4. 参考情報

獣医師及び診療施設などに対しては、家畜の所有者への指導内容の告知を可能な限り、文書やメール等の電磁的記録で行うよう助言してください。

また、健康管理指導方法のひとつとして健康診断だけではなく、健康観察の方法をリーフレット等で案内することも可能です。

3 密飼いの防止

家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

1. 本項目の目的

家畜を飼養する際、健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養してはいけません。家畜にストレスを感じさせるほどの過密な状態で飼養することは、家畜の免疫力の低下を招きます。この結果、個体における感染防御レベルを低下させてしまい、家畜の伝染性疾患の感染リスクを上昇させることへと繋がってしまいます。

このため、家畜の健康に悪影響を及ぼさない密度にて飼養管理する必要があります。

2. 不遵守の判断基準

飼養される家畜の種類、発育ステージ、品種（系統）等によっても変動しますが、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で飼養する場合、不遵守となります。

家畜をよく観察し、飼養スペースが適当であるか、畜舎の構造、換気の状態、飼養方式、飼養頭羽数及び畜舎の面積により判断することが必要です。

3. 住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

単独で飼養している場合でも、適切な広さで飼養されていない場合は、健康に悪影響を及ぼす可能性があります。どの程度の広さが適切かは、飼養する家畜の品種、大きさ等によって変わるため、一律に示すことは難しいですが、家畜をよく観察し、飼養場所が飲水や排せつ物で汚れた場所に留まらざるを得ないような広さになっていないか、ケージ等で飼育している場合、過度に柵をかじる、つつくなどのストレス行動が見られないか、などを確認し、これらの行動が見られたら、改善をしてください。

4. 参考情報

アニマルウェルフェアに対する考え方については、「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1062 号）」、「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1063 号）」、「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1064 号）」、「豚の飼養管理に関する技術的な指針（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1065 号）」、「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1066

号)」、「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針（令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1067 号）」等を参考にしてください。また、農林水産省のホームページには、上記指針の参考資料として「家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関する Q&A」も掲載しております

Ⅱ 衛生管理区域等への病原体の侵入防止

4 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

衛生管理区域を設定し、入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。

1. 本項目の目的

家畜が飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に立ち入る者は家畜の所有者も含め、手指の洗浄及び消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①衛生管理区域に立ち入る者のための消毒設備を設置すること、②立ち入る者に当該設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせることを規定しています。ただし、立ち入る者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の2点が満たされていることを確認することが必要です。

（1）衛生管理区域の入口付近に立ち入る者のための消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、同区域を出入りする者が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、原則不遵守となります。このため、具体的な設備を視認し、入口の状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか確認することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。

消毒設備が設置されていない場合又は設置されていても不適切な消毒設備の場合は、代替措置として立ち入りする者に同等以上の効果を持つ消毒機器を携行させ、

当該設備を確実に利用し、確実に消毒させる必要があります。これらの代替措置を実施していない場合は不遵守となります。

ただし、衛生管理区域の入口で専用の手袋を着用し、衛生管理区域内において取り外さなければ、消毒設備がなく、手指の洗浄及び消毒を実施しなくても問題はありません。

（２）衛生管理区域に立ち入る際に（１）の消毒設備を用いて、手指の洗浄及び消毒を常時実施していること

区域内に立ち入る者が入る際に家畜の所有者が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して手指の洗浄及び消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者に対し、確実に実施されているか聞き取ることが必要です。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）に一切接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から全く降車しないような事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に一切接触しない場合（例えば、農場内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

なお、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設は、出入口における手指の洗浄及び消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、実施状況について家畜防疫員が適切であると判断していれば、問題はありません。

３．住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

一般に人が住居に入る際には、感染症予防の観点から手洗い・うがいを行うことから、また、住居で飼養されている場合は、衛生管理区域を設定する必要はないことから、消毒機器の設置は対象外です。

4. 参考情報

消毒効果を十分に得るためには、消毒の前に洗浄し有機物等を除去することが重要であることから、手指は消毒のみではなく、手指の洗浄及び消毒を実施することとされています。

5 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを確実に着用させること（その者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合並びにその者が当該衛生管理区域から退出するまでの間に、病原体を拡散させる可能性がない場合を除く。）。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。

1. 本項目の目的

家畜が飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込まないため、区域内に立ち入る者は家畜の所有者も含め、区域の境界において区域内専用の衣服及び靴に着替え及び履替えをする必要があります（衣服及び靴の上から防疫服やブーツカバーを着用することで代えることも可。）。このため、家畜の所有者は区域内に立ち入る全ての者に対し、当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を用意するか、立ち入る者に当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参させ、それらを必ず着用させる義務があります。

また、区域内で着用する専用の衣服及び靴が、交換前の衣服及び靴又はそれらに付着していた有機物に直接又は間接的に接触しないよう、交差汚染防止措置を講ずる必要があります。

ただし、衛生管理区域に立ち入る者が、退出するまでの間に、当該区域内で防除対象としている感染源（人、物品、野生動物、飼養環境、家畜）に接触しない場合（例えば、車両に乗った状態で区域内を出入りする者が、区域内で車両から降車しない事例等）や、区域内にいる者が、一度退出してから再度立ち入るまでの間に区域外で感染源に接触しない場合（例えば、農場内専用の車両に乗った状態で退出後再度立ち入るまでに、区域外で当該車両から降車しないような事例等）はこの限りではありません。

2. 不遵守の判断基準

本項目を遵守しているかを確認するためには、以下の3点を確認することが必要です。

(1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置していること

衛生管理区域内専用の衣服及び靴を設置しておらず、かつ、衛生管理区域に立ち入る者に衛生管理区域専用の衣服及び靴を自ら持参させていなければ不遵守となります。また、衣服及び靴を用意し又は用意させている場合であっても、当該衛生管理区域専用のものでなければ不遵守となりますので、家畜の所有者に対し、特に立ち入る者に専用の衣服及び靴を用意させる場合にあっては、家畜の所有者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴であることを確認しているか聞き取ることが必要です。

なお、衣服及び靴については、防護服やブーツカバー等の重ね着するもので問題はありますが、ブーツカバー使用の適否は、歩く距離や作業内容を考慮し、破れない範囲での使用に限定する必要があります。

当該衛生管理区域に立ち入る者が専用の衣服及び靴を着用していないことが明らかな場合は、不遵守となります。このため、確実に着用していることを家畜の所有者に対し、聞き取ることが必要です。

観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設は、出入口における靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切であると判断していれば、問題はありません。

(2) 交差汚染防止措置を実施していること

また、単純に着替え及び履替えを行えば良いというものではなく、交差汚染防止措置を講じていなければ不遵守となります。基本的には、着替え・履替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴が直接又は間接的に接触しないよう分けて保管する取組を実施しているか確認する必要があります。なお、一方通行とは、同一の出入口を利用していても、入る際、出る際それぞれの動線において、着替え、履替え前後の区域が分かれていることをいいます。

（３）定期的に又は汚れた際は洗浄及び消毒を行うこと

衣服、靴等に排せつ物、汚泥等が付着すると、それらの中で病原体が長期間生存する原因となることから、定期的に又は汚れた際には、洗浄及び消毒を行うことが必要です。なお、更衣の際には、更衣前の衣服及び靴に付着した病原体が、更衣後の衣服及び靴、手指に付着しないよう、更衣前の衣服及び靴を脱いだ後に手指を洗浄及び消毒する等適切な順序とする必要があります。

※ やむを得ず、外部と自宅の施設の間を行き来するために畜舎等を經由せず衛生管理区域を通過する場合は、通路の消毒等その他の措置に代えることが可能です。この場合、具体的な対応についての手順を明確化し、通路の出入口に掲示するなど確実に実施できるようにします。

３． 住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

住居で飼養されている場合は、衛生管理区域を設定する必要はないため、本項目は対象外です。ただし、家畜と外履きの靴や汚れた衣服を接触しないように注意をしてください。

6 他の農場等に持ち込んだ物品等を衛生管理区域等に持ち込む際の措置

他の農場等で使用し、又は使用したおそれのある物品は、原則、衛生管理区域等内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。衛生管理区域内に車両が立ち入る場合にあっては、衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。

1. 本項目の目的

（1）他の畜産関係施設等で使用した物品等を持ち込む際の措置の項目

他の農場等で使用した物品等を衛生管理区域等内に持ち込むことは、他の農場等から区域内へ家畜の伝染性疾病を持ち込むリスクとなるため、原則禁止です。やむを得ず持ち込む場合については、適切に洗浄・消毒等を実施することが必要です。

なお、飼養衛生管理基準本体には記載はありませんが、海外で使用した衣服及び靴を消毒等の措置を施さずに衛生管理区域内に持ち込むことは、区域内へ家畜の伝染性疾病を持ち込むリスクとなり得ることから、原則として持ち込まない、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄・消毒等を実施することが必要です。

（2）衛生管理区域に立ち入る車両の消毒の項目

また、衛生管理区域内に車両が立ち入る場合は、家畜が飼養されている衛生管理区域内に区域外から家畜の伝染性疾病を持ち込むことを防止するため、区域内に入る車両にはその消毒を適切に実施する必要があります。本項目においては、このための具体的措置として、①区域内に入る車両のための消毒設備を設置すること、②車両を入れる者に対し、入れる際に当該設備を利用して常時車両の消毒をさせることを規定しています。ただし、車両を入れる者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をすることでも問題はありません。

2. 不遵守の判断基準

(1) 他の農場等で使用した物品

物品とは、農場内の工事で使用される工具等の家畜の飼養に直接関係しないものも含まれます。工具等は可能な限り農場に備えてあるものを使用するようにし、特殊器具等をやむを得ず持ち込む場合は、他の畜産関係施設（飼養する家畜が、①牛等の場合にあっては牛等を飼養する他の農場、家畜市場、と畜場等、②豚等の場合にあっては豚等を飼養する他の農場、家畜市場、と畜場等、③家きんの場合にあっては家きんを飼養する他の農場、食鳥処理場、GP センター等、④馬の場合にあっては馬を飼養する他の農場、乗用馬市場、と畜場等を含む。）や鳥獣捕獲作業等で使用したおそれのないことを確認するか、当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒した上で持ち込む必要があります。農場に持ち込む物品について、これらのことを持ち込む前に必ず確認し、必要に応じて洗浄・消毒等を適切に実施しているかを家畜の所有者への聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めていることを確認することも併せて必要です。

(2) 車両が立ち入る場合の措置

以下の3点が満たされていることを確認する必要があります。

- ① 衛生管理区域の入口（車両が通行可能なものに限る。この①において同じ。）付近に消毒設備を設置していること

衛生管理区域の入口において、区域内に入る車両が消毒可能な設備を適切に設置していない場合、不遵守となります。このため、動力噴霧器等、車両用消毒ゲート、車両用消毒槽、消石灰帯（日常的に、出入りする車両の長さの約2倍等の十分な幅に適切な量で散布が必要。）等それぞれの地理的状況等に応じて適切な消毒が実施可能な消毒設備が設置されているか目視で確認することが必要です。

なお、動力噴霧器等により車両から落とした泥や汚れの上を、人や車両が通過して二次汚染しないよう、消毒場所にコンクリート盤や側溝を設置して洗い流せ

る仕組みとすること、又は泥や汚れに十分量の消毒薬を散布すること等が必要です。さらに、消毒実施者の靴底や足置きマットを消毒できる設備の設置や作業動線の消毒も実施することが必要です。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数を聞き取るとともに、定められた用法・用量に従い使用されているか、さらに消毒の実施状況をどのような方法で確認しているかについて聞き取る必要があります。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう努めることを確認することも併せて必要です。

仮に消毒設備が設置されていない場合、設置されていても不適切な消毒設備の場合又は車両を入れる者に同等の効果を持つ消毒機器を携行させ、当該機器を確実に利用させていないことが明らかになった場合には不遵守となります。消毒設備が設置されていない場合は、家畜の所有者に対し、携行した消毒機器による消毒を確実に実施させているかを確認する必要があります。

また、タイヤハウス等に泥や汚れが多量に付着している場合は、消毒場所の汚染及び消毒効果の低減の可能性があるため、洗車場で洗車後に来場するよう車両を入れる者に案内することも有効です。

② 衛生管理区域内に入る車両が①の消毒設備を用いて常時消毒を実施していること

区域内に車両が入る際に、家畜の所有者が設置した消毒設備又は携行した消毒機器を利用して消毒を実施していなければ不遵守となります。家畜の所有者に対し、入る車両に対する消毒が確実に実施されているか聞き取るとともに消毒設備が適正に作動していることを確認することが必要です。

また、区域内に入る車両の消毒の実施位置が区域内に設置されている、区域外の公道を通り再度区域内に入る等により、区域内において消毒実施前後の車両が交差汚染するのを防止するため、適切な動線を確保することが必要です。

③ 車内における交差汚染を防止するための措置が講じられていること

車両で衛生管理区域内に入場した者が区域内で降車する場合は、長靴の靴底等の車内での交差汚染を防止することが必要です。例えば、着替え・履替えの際に区域内専用の車載フロアマット（運転席用及び助手席用で洗しやすいゴム製のも

の)を準備するか、区域専用のフロアマットの準備が難しい場合は消毒を実施します。また、車両のステップやアクセル、ブレーキペダル、作業者の動線を消毒すること等の取組を実施しているか確認する必要があります。また、フロアマットは、農場側が区域内専用のマットを用意し、使用后、消毒薬につけることも想定されます。なお、これらの取組の代わりに降車時にブーツカバーを使用することも有効です。

3. 住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

以下の(1)から(3)までに掲げる家畜と同じ種類の家畜を飼養している農場や家畜の集まる施設で使用した物は原則として住居等に持ち込まないようにし、やむをえず持ち込む場合には持ち込む物の素材に合わせた方法で適切に消毒を行った上で持ち込んでください。ここでいう物とは、工事に使用する工具等も含まれます。例えば、家畜の飼養に係る施設や器具等の工事の際には、他の農場で使用したものでないか確認した上で必要に応じ、消毒を行ってください。

また、適切に消毒が行われるよう、かかりつけの獣医師に相談してください。

- (1) 牛等や豚等を飼養している場合は、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし
- (2) 家きんを飼養している場合は、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- (3) 馬を飼養している場合は、馬

なお、住居の中に車両が乗り入ることは通常想定されないことから、入場時の消毒については対象となっていませんが、例えば、自転車を住居等の中で保管する場合などは、上記のやむをえず持ち込む物に準じて消毒を行うことが望ましいです。

Ⅲ 衛生管理区域等内における病原体による汚染拡大防止

7 畜舎及び器具の清掃又は消毒の実施

畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

1. 本項目の目的

(1) 衛生管理区域内・畜舎等の清掃・消毒の項目

病原体が野生動物や人、車両、物品等により衛生管理区域内に持ち込まれた場合、区域内での拡散及び家畜への感染を防ぐため、病原体がそれ以上残存しないようにする必要があります。

このため、畜舎等の衛生管理区域等内にある施設の清掃を行って、敷地や当該施設を定期的に消毒する必要があります。

(2) 器具の定期的な清掃又は消毒の項目

衛生状態を保つためには、飼養管理に使用する器具を畜舎に持ち込む際には消毒するとともに定期的に清掃又は消毒をする必要があります。なお、対象となる器具は、紙等の清掃又は消毒に適さないものを除く飼養衛生管理区域等内で飼養管理に使用する全てのものを指します。

2. 不遵守の判断基準

(1) 衛生管理区域内・畜舎等の清掃・消毒の項目

敷地や衛生管理区域等内の施設が定期的に消毒されていない場合は不遵守となります。なお、敷地を消毒していても、地面に資材等が放置されたままで十分な消毒の実施に当たらない場合も不遵守となります。

(2) 器具の定期的な清掃又は消毒の項目

本項目を遵守しているか確認するためには、以下の点を確認する必要があります。飼養管理に使用する器具を畜舎に持ち込む際に消毒していない場合や定期的に清掃又は消毒をしていない場合、不遵守となります。このため、家畜の所有者に対して、器具の清掃又は消毒の頻度、消毒については消毒薬名及び希釈倍数を聞き取ることが必要です。頻度が著しく低く、定期的に清掃又は消毒を行っているとは客観的に認められない場合にも不遵守となります。

3. 住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

家畜の伝染病の病原体が住居に持ち込まれても長期間残ることがないように、家畜を飼養している場所は定期的に清掃や消毒をしてください。また、飼養管理に用いる器具（サークルや給餌・給水の器具、トイレ等）も同様に、定期的に清掃や消毒をしてください。

4. 参考情報

畜舎内を清掃・消毒する場合は、家畜の移動等により畜舎全体やケージ単位で空になるタイミングを利用して、洗浄や消毒等を実施するよう指導してください。

8 野生動物の侵入防止及び害虫の駆除

畜舎に野生動物が侵入しないよう、開口部に防鳥ネットその他の必要な措置を講ずること。はえ、蚊等の害虫の侵入防止に努め、必要に応じて駆除すること。

1. 本項目の目的

(1) 野生動物の侵入防止の項目

畜舎に野鳥等の野生動物が侵入し、当該動物による機械的伝播で衛生管理区域等外から区域等内へ病原体が侵入すること及び病原体を外部に持ち出すことを防ぐ必要があります。このため、防鳥ネットその他の設備を設置することとされています。

(2) 害虫の駆除の項目

また、はえ、蚊等の害虫は、豚熱に罹患した野生いのししや高病原性鳥インフルエンザに罹患した野鳥の排せつ物等を口や体表に付着させ、畜舎内に持ち込む可能性があります。定期的な忌避剤の使用や網戸の設置等により、病原体の侵入リスクの低減を図るとともに、必要に応じて粘着シートの設置や殺虫剤の散布等による駆除を行います。

2. 不遵守の判断基準

(1) 野生動物の侵入防止の項目

野生動物は、野鳥以外にはたぬき、いたち等を、その他の設備とは、これらの動物の侵入防止が可能な換気扇、扉、シャッター等が想定されます。また、設置場所は野生動物の侵入口となる開口部となります。

防鳥ネット又はその他の設備が畜舎等に設置されていない、設置されていても野生動物が侵入する隙間がある、常時開放されている、破損したままになっている等の場合は不遵守となります。防鳥ネットの網目の大きさについては、野鳥の侵入防止のための大きさとして2センチメートル以下のものである必要があり、網目の大きなネット等を二重に重ねることで同等の効果を得られる場合はそれに代えることが可能です。

堆肥の保管については、野生動物を誘引する状況がなければ（完熟堆肥のみを保管している場合等）防鳥ネットの設置は必要ありません。

なお、牛等及び馬においては、開口部において防鳥ネットその他の必要な措置として特段講ずるべき措置がないことから、実施していなくても不遵守とはなりません。

（２）害虫の駆除の項目

忌避剤の使用や網戸の設置を実施していない場合や、必要に応じて粘着シートの設置や殺虫剤の散布その他のはえ等の害虫の駆除効果を有する措置を実施していない場合は不遵守となります。また、これらの措置を実施していても、散布頻度や散布範囲が不十分であったり、粘着シートが汚れていて粘着性が低減していたりする等、駆除効果が発揮されない状況にある場合も不遵守となります。なお、完全に駆除することは困難ですが、数を減らすことが重要ですので、はえや蚊等の害虫が畜舎内で確認されたからといって直ちに本項目の不遵守となるものではありません。

3. 住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

住居で飼養されている場合、一般的には扉や窓等により屋外と隔てられていることから、防鳥ネット等の設置は必要ありませんが、そのような構造がない場合には、開口部に防鳥ネット等を設置する必要があります。

また、扉や窓を長時間開ける場合には、はえや蚊等の害虫に対する忌避剤や網戸の設置を行い、屋内においてはえや蚊等を確認した場合には、可能な範囲で殺虫剤の散布や粘着シートの設置を行ってください。

9 飼料・飲水の病原体による汚染の防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。水道水等の飲用に適した水以外の水を家畜に給与する場合には、これを消毒すること。

1. 本項目の目的

家畜が畜舎内等で摂取する飼料や飲用水については、これらが仮に家畜の伝染性疾病の病原体に汚染されていた場合、農場内への侵入はもちろんのこと、疾病発生へと直ちに繋がるおそれがあります。このため、給与される飼料や飲用水が野生動物を媒介して病原体に汚染されることを防ぐため、

- ① 飼料については、貯蔵・給餌場所等にねずみ、野鳥等の野生動物が接触しないよう、貯蔵には蓋付きの容器やタンクを利用するほか、飼槽を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃する
- ② 飲用水については、水道水等の異物の混入を否定できる水源以外を利用する場合には、貯水施設に蓋を付ける等異物の混入防止措置を講じるほか、ウォーターカップ、ドリンカー等の給水設備を定期的に又は汚れがある場合には随時清掃を行い、必要に応じて消毒等の措置を講じる

必要があります。

なお、飲用に適した水とは、家畜の伝染性疾病の病原体による汚染以外にも、有害物質の混入等家畜の健康状態を害することのない衛生的なものである必要があります。

2. 不遵守の判断基準

(1) 野生動物の排せつ物の混入防止

畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の全てに野生動物の排せつ物等の混入防止対策を講じていなければ不遵守となります。このため、家畜の所有者が、農場周辺にいる野生動物の種類を把握し、種類に応じた侵入防止対策が講じられているか、タンクに蓋がされているその他適切な方法により、野生動物の種類に応じた侵入防止対策が講じられていることを確認することが必要です。また、屋内にある給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所の場合にあっては、タンクに蓋等がない場合であっても、建物に野生動物が侵入する隙間がなければ問題はないの

で、隙間の有無、有る場合には十分な対策が講じられていることを的確に確認することが必要です。

(2) 飲用に適した水以外の給与

ため池や沢水を水源として利用していたり、給与前に開放的な環境で貯水されていたりする等、野生動物の排せつ物等が混入し家畜の伝染性疾病の病原体に汚染される可能性がある場合は、消毒の必要があると判断します。消毒に当たっては、有機物の処理も含めて適切な消毒方法を実施していない場合は、不遵守となります。

一方、非開放系の取水装置を使用している井戸水であって、一般的な水質検査により衛生的な水であることが確認できており、家畜の伝染性疾病の病原体による汚染も否定できると判断できる場合は消毒する必要はありません。

3. 住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

住居で飼養されている場合、一般的に建物に野生動物が侵入する隙間はないと考えられるため、蓋付きの容器やタンク等で飼料を保管する必要はありません。そのような隙間を確認した場合には、直ちに塞ぐようにしてください。

家畜に与える水については、水道水等の飼養者が飲用する水と同じものや市販のペット用の水を与える場合には、特段の確認等は必要ありませんが、沢水などを与える場合には、塩素消毒を行う必要があります。

また、特に豚等の家畜に与える飼料について、家庭調理残さや食べ残しを与える場合は、豚熱ウイルス等に汚染されているリスクがあることから、十分な加熱処理をしたものを与えてください。

4. 参考情報

井戸水は年1回以上の水質検査により「飲用可」と判断されるものであることが理想的です。大腸菌が陽性又は一般細菌数が許容値以上である場合は、点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。また、沢水等の表面水は年1回以上の水質検査及び点滴式の塩素消毒と塩素濃度のモニタリングが推奨されます。

Ⅳ 衛生管理区域等外への病原体の拡散防止

10 衛生管理区域等から搬出する物品の消毒等

衛生管理区域等から家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を持ち出す場合にあっては、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じ、家畜の死体又は排せつ物を持ち出す場合にあっては、漏出が生じないようにすること。

1. 本項目の目的

自らの所有する家畜を家畜の伝染性疾病から守ることだけではなく、農場から他の農場や畜産関連施設等に家畜の伝染性疾病を広げないことも重要です。本項目は衛生管理区域等内から区域等外に病原体を拡散させないための取組の一つとして、病原体が付着し交差汚染の原因となるおそれのある物品の洗浄・消毒等の措置について規定しています。

また、家畜の死体又は排せつ物を農場外へ移動させるときにも病原体を広げる可能性があるため、移動の際には家畜の死体や排せつ物が漏出しないよう必要な措置を講ずる必要があります。

2. 不遵守の判断基準

物品とは、衛生管理区域等内で使用し、家畜の排せつ物、汚泥等が付着し又は付着したおそれのあるもの全てであり、農場内の工事で使用される工具等の家畜の飼養に直接関係しないものも含まれます。当該物品の素材に適した消毒方法で適切に消毒するか、又は手袋等の使い捨ての物である場合は密封できる容器等に確実に入れた上で持ち出す等の病原体の拡散防止措置を実施している必要があります。これらの実施状況について、家畜の所有者が、当該物品を持ち出す前に確認し、必要に応じて再消毒等の措置を適切に実施しているかを聞き取り等で確認します。

また、消毒の方法が不適切な場合にも不遵守となります。家畜の所有者に対し、具体的な消毒薬名や希釈倍数、交換頻度を聞き取るとともに、定められた用法・用量及び使用上の注意に従って使用されていることを確認することが必要です。寒冷地等においては、消毒液が凍結しないよう、保管庫の併設や不凍液の消毒液への添加等、消毒効果が担保されるよう指導します。

家畜の死体又は排せつ物を農場外へ移動させる場合に、蓋付き容器に入れる、ブルーシートで覆う等、漏出が生じないよう措置を講じていない場合は不遵守となります。

このため、家畜の所有者に対し、家畜の死体又は排せつ物を移動する場合に漏出を防止するために講じている措置を具体的に聞き取ることが必要です。漏出防止のための措置が不十分の場合には、取るべき方法を具体的に助言することが必要です。

3. 住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

飼養している家畜の排せつ物が付着した、又は付着したおそれがある物品を住居から持ち出す場合は、汚れを洗い落とした上で消毒してください。使用済みのペットシート等の消耗品を廃棄するために住居から持ち出す場合は、ビニール袋に密封し、自治体が定める適切な方法で廃棄してください。

また、家畜の死体や排せつ物を持ち出す場合にも、蓋付きの容器やビニール袋に密封する等、漏出しないようにする必要があります。

11 家畜防疫に関する最新情報の把握並びに特定症状が確認された場合の早期通報及び移動の停止

家畜保健衛生所から提供される情報、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、飼養する家畜の伝染性疾病に関する最新の情報を積極的に把握すること。飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報するとともに、農場からの家畜及びその死体並びに排せつ物の移動を行わないこと。

1. 本項目の目的

(1) 情報の把握

家畜の衛生管理を適切に実施するためには、農林水産省や家畜保健衛生所から提供される家畜の伝染性疾病の発生状況、飼養衛生管理の適切な取組等に関する情報を踏まえ、家畜の所有者自ら衛生管理の課題を確認し、維持・向上に取り組む必要があります。

(2) 特定症状の通報

家畜の伝染性疾病については、万一の発生時には迅速な初動防疫がその後のまん延防止対策として非常に重要であり、農場での異状の確認と早期通報は重要な初動のポイントです。法第 13 条の 2 の規定に基づき発見時に遅滞なく届出ることが義務付けられている特定症状については、家畜の所有者は直ちに最寄りの家畜保健衛生所に通報（正式な届出に限らず、電話での一報等も含む。）するとともに、万が一その後の検査結果で陽性となった場合を想定し、家畜保健衛生所からの指示なしに、家畜及びその死体並びに排せつ物といった病原体を拡散するおそれのあるものを移動することのないよう適切な措置を講じる必要があります。

2. 不遵守の判断基準

(1) 飼養する家畜の伝染性疾病に関する最新の情報の把握

特定家畜伝染病防疫指針において、国は、諸外国や 国際獣疫事務局等の国際機関との相互の情報交換を通じ、常に海外における最新のアフリカ豚熱等の発生状況を把握し、必要に応じて都道府県等に情報提供を行い、都道府県は家畜保健衛生所を通じて、国から提供を受けた発生状況に関する情報について、速やかに、電子メール、ファクシミリ、電話、郵送等により全ての家畜の所有者に周知することとされ

ています。このように提供された情報について、家畜の所有者が確認しているか、家畜の所有者に聞き取りを行うことが必要です。家畜保健衛生所等から提供される情報について、受取りを拒否したり、確認していなかったりすることが認められる場合には不遵守となります。

(2) 特定症状が確認された場合の早期通報及び移動の停止

本項目を遵守しているか確認するためには、次の2点を満たしていることを確認する必要があります。

- ① 飼養している家畜が特定症状を呈しているにもかかわらず、直ちに家畜保健衛生所に通報しなかった場合、不遵守となります。なお、この場合には同時に法第13条の2の違反となります。

家畜の所有者は、飼養している家畜が口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病に対して感受性を持つ場合は、

ア 平時からそれぞれの疾病の特定症状が何であることを十分に理解しておく

イ 特定症状に該当する症状を確認した場合、家畜保健衛生所に直ちに通報することが必要です。

このため、家畜の所有者に対し、特定症状の理解状況、家畜保健衛生所の連絡先の把握状況を確認することが必要です。

- ② 家畜保健衛生所からの指示なしに家畜及びその死体並びに排せつ物を農場外に移動させた場合、不遵守となります。

このため、家畜の所有者に対し、特定症状を呈している家畜を発見した場合には、家畜及びその死体並びに排せつ物の移動は行わないことを理解しているか聞き取りを行い、理解が不十分な場合には、丁寧に説明を行うことが必要です。

3. 住居で飼養されている場合に家畜の所有者が行う対応

農林水産省のウェブサイトや家畜保健衛生所からの情報提供を確認し、飼養している家畜の伝染性疾病についての最新の情報を把握してください。

また、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の飼養している家畜の種類ごとに感染する特定家畜伝染病について、それぞれの特徴的な症状である特定症状を確認してください。万が一飼養している家畜に特定症状が現れた場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報しなければいけません。このため、家畜保健衛生所の連絡先を

把握しておいてください。通報を行った時には、家畜やその死体、排せつ物を外部に持ち出さないようにする必要があります。